

1. ゴルフの活性化をはかる

昨年6月に名目GDP600兆円の実現を目指して「日本再興戦略2016～第4次産業革命に向けて～」が閣議決定され、有望成長市場創出への提案の一つとして「スポーツの成長産業化」が掲げられております。また、スポーツ庁と経済産業省からは、2020年以降も展望したスポーツ産業活性化を目指す際の現状の課題及び今後の方向性が、「スポーツ未来開拓会議 中間報告」として発表されております。

これらのことは、超高齢社会における豊かな国民生活には、スポーツ実施による健康増進と、それを支えるスポーツ産業の発展が必要であるとの現れであると、私たちは考えます。特に、実施年齢層がジュニアから高齢者まで広範囲であり、実施人口約800万人を要すゴルフ界、並びに、スポーツ施設業の3分の1を占めるゴルフ場・ゴルフ練習場を含むゴルフ関連産業の役割は重要度を増していると考えます。

よって、日本ゴルフサミット会議参画の17団体は、従来の個別団体の活動に加え、「統一テーマによるゴルフ活性化への取組み」を展開していくことと致しました。

1. 統一テーマによるゴルフ活性化への取組み(3課題)

ア. ゴルフ振興の中期目標:20歳代後半から30歳代前半のゴルフ実施率を10%強に引き上げる。

【具体的活動方針】

- ① 「大学のゴルフ授業」充実に向けた産学連携協力の推進
- ② 「高等学校学習指導要領」の保健体育に「ターゲット型球技」を要望
- ③ 地域との連携による地域密着型ゴルフ振興
- ④ 日本ゴルフサミット会議参画団体間の連携強化
- ⑤ ゴルフ関連企業のゴルフ振興企画を援助推進

イ. 選手強化

- ・オリンピックにおけるメダル獲得や海外メジャー競技での優勝など、世界で活躍できる選手を継続的に創出することを目的に、日本ゴルフ協会とプロゴルフ団体が協力して、世界水準の選手強化プログラムと専門スタッフによるサポート体制を構築し、地区連盟指定強化選手、ナショナルチームメンバー、オリンピック強化指定選手、ルーキープロに提供する。
- ・強化拠点における合宿や海外競技への派遣、競技中の選手サポートを通じて、選手の競技力向上を図る。

ウ. イメージアップ

国民の全てに、ゴルフの魅力や効用を理解していただくため、情報を発信する統一活動に着手します。初年度としての取組みは、「日本ゴルフサミット会議ホームページ」に、下記事項に関する学術的研究やゴルフ産業界の取組みを掲載することと致しました。

- *「ゴルフ」と「健康」
- *「ゴルフ」の持つ教育的効果
- *地球温暖化防止に貢献するゴルフ場の機能
- *地域防災に貢献するゴルフ場
- *「地域創生」の一翼を担うゴルフ産業

2. 団体の活動目的に即した「ゴルフ活性化活動」

前年度までと同様、2015年に制定した「ゴルフ活性化のための戦略目標と戦術課題」に基づき、団体の活動目的に即した「ゴルフ活性化活動」を実施します。

2. ゴルフ場利用税廃止を求める運動

文部科学省より税制改正要望としてゴルフ場利用税廃止が提出され、また自由民主党・超党派のゴルフ振興議員連盟の方々の強力なる支援を受けて、平成 28 年も廃止運動を実施致しました。結果は、与党がまとめた「平成 29 年度税制改正大綱」に改正事項としては取り上げられませんでした。大きな成果として検討課題に初めて「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」と明記されました。これは、廃止運動を進めるにあたって、基礎固めができ、新たな段階に入ることができたと考えております。関係各位のご尽力に感謝申し上げる次第です。

ゴルフが昨年のリオ五輪、2020 年東京五輪において正式種目として実施されるため、国民のゴルフへの関心や参加意欲も高まることは確実であり、この機にゴルフプレーに対して課税を行う理不尽さを国民全体に訴え、理解を得なければなりません。

したがって、従前にも増して廃止運動を強力に推進するためにゴルフ界全体の叡智と力を結集するために「ゴルフ場利用税廃止運動推進本部」の組織強化を図ることと致しました。今後は、同本部を中心に「日本ゴルフサミット会議」の参画団体が緊密な連携のもとに廃止運動を展開致します。

本税が廃止されない大きな理由は、「地方財政への影響」が常にあげられております。しかしながら、昨年閣議決定した「日本再興戦略 2016～第 4 次産業革命に向けて～」において、有望成長市場創出の一つに「スポーツの成長産業化」が提案されています。私たちは、スポーツ人口の拡大による国民生活向上に貢献するスポーツ団体、スポーツ産業の一翼を担うゴルフ産業団体として、引き続き関係機関のご指導とご協力をいただきながら、ゴルフ普及の障害となっているゴルフ場利用税の廃止に向けて、一体となって活動を展開する所存であります。

3. 国家公務員倫理規程における「ゴルフ」の削除

平成 12 年(2000 年)4 月 1 日に施行された国家公務員倫理規程で、公務員の倫理保持のためとして利害関係者とゴルフをすることの禁止等が条文化されました。敢えてゴルフを名指しして、あたかも「ゴルフ＝忌むべきもの」としているこの倫理規程に、私たちゴルフ関係者は断固として反対を唱えるものです。昨年はゴルフ議員連盟の先生方の強力な働きかけにより、ゴルフ禁止についてのアンケート調査が実施されましたが、未だ偏見と誤解が解けたとはいいがたい状況です。今後もゴルフ場利用税廃止運動と合わせてあらゆる機会を捉え、国家公務員倫理規程から「ゴルフ」の 3 文字が削除されるよう、活動を行ってまいります。

4. 暴力団等反社会勢力の排除

私たちは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するとともに、ゴルフを健全なスポーツとして普及していくために、あらゆる場においてこれらの勢力とのかわりを持たないことを宣言いたします。また、加盟団体はそれぞれの規則等において反社会的勢力の排除に関する規約規程の整備を実施し、行動してまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

〒103-0004

東京都中央区東日本橋 1-1-5 ヒューリック東日本橋ビル 9F

日本ゴルフサミット会議 運営委員会事務局（日本ゴルフ関連団体協議会内）

TEL.03-5823-4893 Fax.03-5823-4894